

「ふれジョブ®」、「ふれジョブ」の表記のちがいが意味すること

以前全国ふれジョブ連絡協議会で行ってきた年1回研修を、現在では当法人がそのまま引き継いでいます。(著作権および商標権利者西幸代が法人代表理事)

- ・ 1年に1度、活動のふりかえりとふれジョブ®理念を確認する作業(方法盗用お断り)
- ・ サポート会員年会費2000円(HPや研修費用等運営費用)の負担(ただ乗りお断り)
- ・ 団体でなく理念に賛同する「個人参加」(個人で活動できるようサポートしています。)

- ふれジョブに「®」の表記がある活動は、上記3つの項目を満たしています。
ふれジョブに「®」のない活動は、商標法違反です。
(理念が違う・ただ乗りしている・団体の意見で活動)

- ・ 現在®のついていない方は HP 問い合わせから連絡いただき、理念の確認からはじめてください。